

下記の全ての項目に当てはまる場合、移住支援金の対象となる場合があります。

お問合せ先【宮崎県 中山間・地域政策課 電話：0985-26-7922】

移住支援金申請にかかるチェックリスト（個人経営事業所への就業の場合）

1. 次のいずれかに該当する。

①住民票を移す直前に、連続して5年以上東京23区に在住していた。

②住民票を移す直前に、連続して5年以上東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうち条件不利地域（※）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3ヶ月前の時点において、連続して5年以上東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていた（連続して5年以上勤務していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県の企業等に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

※条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり

- ・ 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・ 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・ 千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・ 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

③住民票を移す直前に、連続して5年以上、県外に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点で、連続して5年以上、県外事業所への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていた。

2. 令和元年（2019年）7月22日以降に、宮崎県内へ転入した。

3. 移住支援金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内である。

4. 転入先の市町村に、移住支援金の申請から5年以上継続して居住する意思がある。

⇒ **5年内に転出した場合、支援金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。**

5. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。

6. 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。

7. 次のいずれかに該当する

①移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した事業所への就業である。

②農林漁業又は医療福祉事業等に係る県又は移住先市町村が要領に定める人材確保支援策を活用している。

- 8. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて県内の個人経営事業所に就業し、申請時において当該事業所に連続して3か月以上在職している。
- 9. 移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。

申請書類

(共通)

- ①写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- ②移住支援金交付申請書（様式1）
- ③移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式1別紙1）
- ④移住支援金に係る個人情報取扱いについての同意書（様式1別紙2）
- ⑤移住元の住民票の除票または戸籍の附票の写し（世帯向けの金額を申請する場合は、世帯分のもの）
- ⑥移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名が確認できるものに限る）

(被雇用者の方のみ)

- ⑦勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤機関、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

(法人経営者・個人事業主の方のみ)

- ⑧開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ⑨個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

(上記□7のうち□①移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した事業所へ就業した方のみ)

- ⑩就業先事業所の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）

(上記□7のうち□②農林漁業又は医療福祉事業等に係る県又は移住先市町村が要領に定める人材確保支援策を活用した方のみ)

- ⑪支援策の活用を証明するもの（交付決定書等）